

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年5月8日

紀の川市長 岸 本 健

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備 考
集6-5	紀の川市桃山町 垣内字 304-43	38-ロ-6, 7, 8, 12, 13	山林	0.13	公告の日から5年を 経過する日	
集6-6	紀の川市桃山町 垣内字 304-6	38-ハ-15, 18, 19, 21, 45, 46	山林	0.6255	公告の日から5年を 経過する日	
集6-7	紀の川市桃山町 中畑字 7-12	38-ホ-1 38-イ-18, 19, 22, 23, 24, 25, 26	山林	0.4944	公告の日から5年を 経過する日	
集6-8	紀の川市桃山町 中畑字 1	38-イ-6, 7, 8, 9 38-ホ-21	山林	1.2936	公告の日から5年を 経過する日	
集6-9	紀の川市桃山町 垣内字 304-9	38-ハ-19, 20, 21, 23, 24, 27	山林	0.4314	公告の日から5年を 経過する日	
集6-11	紀の川市桃山町 垣内字 304-18	38-ハ-29, 31, 33, 35, 36	山林	0.6287	公告の日から5年を 経過する日	
集6-12	紀の川市桃山町 垣内字 304-52	38-ロ-11, 12, 13, 14, 15	山林	0.7015	公告の日から5年を 経過する日	
集6-13	紀の川市桃山町 中畑字 7-1	38-イ-26	山林	0.2352	公告の日から5年を 経過する日	

集6-14	紀の川市桃山町 垣内字 304-51	38-ロ-11, 15	山林	0.7249	公告の日から5年を 経過する日	
集6-15	紀の川市桃山町 垣内字 304-12	38-ハ-14, 22, 23, 24, 25, 27	山林	0.6591	公告の日から5年を 経過する日	
集6-16	紀の川市桃山町 垣内字 304-50	37-ロ-11 38-ロ-11, 12	山林	1.1493	公告の日から5年を 経過する日	
集6-17	紀の川市桃山町 中畑字 552-2	38-イ-4, 5, 6 39-ホ-21, 22	山林	1.2397	公告の日から5年を 経過する日	
集6-21	紀の川市桃山町 垣内字 304-15	38-ハ-9, 12, 13, 14, 22, 25, 26, 28 , 30, 33	山林	1.5396	公告の日から5年を 経過する日	
	紀の川市桃山町 垣内字 304-33	37-イ-18, 19 37-ロ-25 38-ロ-1 38-ハ-34-42	山林	0.8658		
	紀の川市桃山町 垣内字 304-73	38-ロ-1, 2, 3, 7, 8, 9	山林	0.528		
集6-23	紀の川市桃山町 垣内字 304-34	38-ハ-8, 14, 15, 21, 22, 23, 24, 27	山林	1.0633	公告の日から5年を 経過する日	

2 縦覧場所 紀の川市農林商工部林務課

紀の川市ホームページ (<https://www.city.kinokawa.lg.jp>)

3 本公告により、紀の川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。